# 第22回 邑楽町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 平成31年4月9日(火)午前9時30分~午前10時15分
- 2. 開催場所 邑楽町役場 3階委員会室
- 3. 出席委員 10人
  - 1番 島田 信成
  - 2番 清水 和夫
  - 3番 松島 章倫
  - 4番 天谷 雄一
  - 5番 諸井 政男
  - 6番 武井 輝行
  - 7番 髙田 洋子
  - 8番 天谷 豊
  - 9番 金子 節夫
  - 10番 横山 正行
- 4. 欠席委員
- 5. 事務局 事務局長 森戸 栄一 係長 國府田 諭 主任 大澤勇太 農業振興課 主事 青木 悠
- 6. 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名について

#### 第2 議案

議案第 60号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(所有権)

議案第 61号 農地法第4条第1項の規定による許可申請につ

いて

議案第 62号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につ

いて

議案第 63号 農用地利用集積計画(案)の決定について

# 第3 報告

報告第 30号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転 用届出について

#### 第4 その他

農地中間管理事業に係わる農用地利用配分計画(案)の意見照会 について

#### 7. 会議の概要

#### 会長 (天谷)

それでは只今より、第22回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。

# 事務局長(森戸)

只今の出席委員数は、10名でございます。

# 会長 (天谷)

事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、 在任委員の過半数が出席しております。よって、第22回 邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。

# <会長挨拶>

これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号7番髙田洋子委員、同じく9番金子節夫委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。

次に議事日程第2、議案第60号、農地法第3条第1項の規定による許可申請(所有権)についてを議題といたします。1番について、事務局より説明を願います。

# 事務局(國府田)

議案第60号、農地法第3条第1項の規定による許可申請(所有権)についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。平成31年4月9日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。

番号1番、売買です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、1ページから2ページに記載がございます。

現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。4月5日、3班の委員の皆様と現地確認調査をしてまいりました。現地は農地として適正に管理されておりました。以上、皆様の審議を宜しくお願いします。

#### 会長 (天谷)

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。

#### (挙手なし)

無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。

# (挙手全員)

#### 会長 (天谷)

挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、 許可することと決定します。

続きまして、議案第61号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明をお願いいたします。

# 事務局(國府田)

議案第61号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第4条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。平成31年4月9日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。

番号1番ですが、4月5日に3班の皆様と現地確認を行ったところ、事前着工が確認されましたので、申請人の方と話をした結果、本件は今月については保留という形にさせていただきたいと思います。以上です。

#### 会長 (天谷)

続きまして2番について、事務局より説明願います。

# 事務局(國府田)

番号2番。申請人、土地の表示、申請理由、および転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては7ページから10ページとなります。以上、委員の皆様のご審議の程、よろしくお願いいたします。

# 会長 (天谷)

事務局からの説明が終わりました。この件に関しまして、現地確認調査が行われております。担当委員からの報告をお願いします。

#### 2番(清水)

2番清水です。4月5日に事務局と3班で行いました。申請地については、大字赤堀字宿地内、案内図は資料の7ページ、付近状況図は8ページを参照してください。申請地は、農家住宅の出入り口や庭として、線引き前から利用されていた土地と思われます。農地区分は第2種農地と判断されます。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。皆様のご審議をよろしくお願いします。

#### 会長 (天谷)

担当委員からの現地調査報告が終わりました。これより 質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお 願いします。

#### (挙手なし)

無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。

# (挙手全員)

# 会長 (天谷)

挙手全員でありますので、本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。

続きまして議案第62号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。1番について事務局より説明をお願いします。

#### 事務局(國府田)

議案第62号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。平成31年4月9日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。

番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、11ページから14ページを参照してください。以上です。

#### 会長 (天谷)

事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。

# 1番(島田)

1番島田です。4月5日に事務局と3班で行いました。 申請地については、大字中野字勝美原地内、案内図は資料 11ページ、付近状況図は12ページを参照してください。申請地は三方が住宅で囲われた農地です。申請面積 が、開発許可基準にある上限面積を若干超えていますが、 例外規定を適用するものとして、今回の申請に至っていま す。なお、農地区分は第2種農地と判断されます。3班と して現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許 可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告とい たします。皆様のご審議をよろしくお願いします。

# 会長 (天谷)

担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑 に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願い します。

# (挙手なし)

無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。

#### (挙手全員)

挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたしま

会長 (天谷)

す。2番について、事務局より説明願います。

事務局(國府田)

番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、15ページから18ページを参照してください。以上です。

会長 (天谷)

事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。

9番 (金子)

9番金子です。4月5日に事務局と3班で行いました。 申請地については、大字石打字社氏地内、案内図は資料15ページ、付近状況図は16ページを参照してください。 申請地は工場に隣接し、2つの町道にV字型に挟まれた場所です。また南側の鋭角地は非農地、北側には段差があり、農地としては利用しがたい所です。農地区分は第2種農地と判断されます。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。

会長 (天谷)

担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑 に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願い します。

(挙手なし)

無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。

(举手全員)

挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。3番について、事務局より説明願います。

事務局(國府田)

番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、19ページから22ページを参照してください。以上です。

会長 (天谷)

事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。

2番(清水)

2番清水です。4月5日に事務局と3班で行いました。

#### 2番 (清水)

申請地については、大字篠塚字陣屋地内、案内図は資料19ページ、付近状況図は20ページを参照してください。申請地は住宅地に囲まれ、道路沿いに所在し、農地として適正に管理されておりました。農地区分は第2種農地と判断されます。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。

# 会長 (天谷)

担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑 に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願い します。

# (挙手なし)

無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。

# (挙手全員)

挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。4番について、事務局より説明願います。

# 事務局(國府田)

番号4番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、23ページから26ページを参照してください。以上です。

#### 会長 (天谷)

事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。

#### 9番(金子)

9番金子です。4月5日に事務局と3班で行いました。 申請地については、大字篠塚字大黒地内、案内図は資料23ページ、付近状況図は24ページを参照してください。 申請地は道路と住宅に囲まれており、父親が所有する申請 地の畑に分家住宅を建て使用貸借するとのことです。農地 区分は第2種農地と判断されます。3班として現地や周辺 農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論 に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様 のご審議をよろしくお願いします。

# 会長 (天谷)

担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑 に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願い します。

# (挙手なし)

# 会長 (天谷)

無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。

# (挙手全員)

挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。5番について、事務局より説明願います。

# 事務局(國府田)

番号5番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、27ページから30ページを参照してください。以上です。

# 会長 (天谷)

事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。

#### 9番(金子)

9番金子です。4月5日に事務局と3班で行いました。 申請地については、大字狸塚字昭和地内、案内図は資料27ページ、付近状況図は28ページを参照してください。 申請地は道路と住宅に囲まれた一角にあり、農地としては 利用しがたい所です。農地区分は第2種農地と判断されます。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。

#### 会長 (天谷)

担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑 に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願い します。

#### (挙手なし)

無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。

#### (举手全員)

挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。6番について、事務局より説明願います。

#### 事務局(國府田)

番号6番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転

#### 事務局(國府田)

用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、31ページから 34ページを参照してください。以上です。

#### 会長 (天谷)

事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。

#### 1番(島田)

1番島田です。4月5日に事務局と3班で行いました。申請地については、大字赤堀字大谷原地内、案内図は資料31ページ、付近状況図は32ページを参照してください。申請地は工業団地と住宅に挟まれた場所です。農地区分は第2種農地と判断されます。3班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。

# 会長 (天谷)

担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑 に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願い します。

# (挙手なし)

無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。

# (挙手全員)

挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。7番については、農業委員会等に関する法律、議事参与の制限の規定により、審議が終了するまでの間、1番島田信成委員の退席をお願いします。

#### (島田委員退席)

7番について、事務局より説明願います。

# 事務局(國府田)

番号7番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、35ページから38ページを参照してください。以上です。

# 会長 (天谷)

事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。

# 2番 (清水)

2番清水です。4月5日に事務局と3班で行いました。 申請地については、大字狸塚字江原地内、案内図は資料3 5ページ、付近状況図は36ページを参照してください。 申請地の周辺には、企業所有の資材や残土の置場がありま した。申請地には盛り土がされ、ロータリーがかけてあり ました。農地区分は第2種農地と判断されます。3班とし て現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可 相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といた します。皆様のご審議をよろしくお願いします。

# 会長 (天谷)

担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑 に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願い します。

# (挙手なし)

無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。

# (挙手全員)

挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。

島田信成委員に関係する議案の審議が終了しましたので、島田信成委員は自席にお戻りください。

#### (島田委員着席)

続きまして、議案第63号農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。先に議事日程と併せて配布いたしました、平成31年度5月農用地利用集積計画(案)について、農業振興課より説明お願いします。

# 農業振興課(青木)

それでは平成31年度5月農用地利用集積計画についてご説明します。農用地利用集積概要をご覧ください。新規3年から再設定10年、また、中間管理機構を通じた貸し借りや、所有権移転等の区分がございますが、各区分の面積については、表の通りとなっております。また、各区分の面積を合計したものが、表の一番下にある、合計欄の通りとなります。

次にその下にある利用集積円滑化団体ですが、こちらの利用については該当がありませんでした。最後に、その右側に記載の、平成31年5月1日現在利用権設定状況(予定)をご覧ください。各項目における数値は記載の通りで

# 農業振興課(青木)

あり、農地集積率については、前回比で 0.5%の増となりました。以上、ご報告申し上げます。ご審議をよろしくお願いいたします。

# 会長 (天谷)

農業振興課からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。

# (挙手なし)

無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。農 用地利用集積計画を決定することに賛成の方は挙手をお願 いします。

# (挙手全員)

挙手全員でありますので、本案件は原案通り決定いたします。

ここで、関連がありますので、議事日程第4、農地中間管理事業に係わる農用地利用配分計画(案)の意見照会についてを議題といたします。先に議事日程と併せて配布いたしました、農地中間管理事業に係わる農用地利用配分計画(案)について、農業振興課より説明お願いします。

# 農業振興課(青木)

それでは農地中間管理事業に係わる農用地利用配分計画 (案)についてご説明します。今回、農地中間管理事業に つきまして、機構を通して貸付けが行われます賃借権の設 定がありまして、農地の所有者、賃借権の設定を受ける 者、土地の表示、筆数及び合計面積等については、表に記 載の通りです。こちらの利用配分計画につきまして、借受 希望者への農用地の貸付けが適正かどうかについて、ご意 見等がございましたらよろしくお願いいたします。以上で す。

# 会長 (天谷)

農業振興課からの説明が終わりました。この件に関して 意見のある方は挙手をお願いします。

#### (挙手なし)

無いようですので、本計画は適正であると認めます。 続きまして議事日程第3、報告第30号農地法第5条第 1項第6号の規定による農地転用届出について、事務局よ り説明をお願いします。

#### 事務局(國府田)

報告第30号農地法第5条第1項第6号の規定による農

事務局(國府田)

地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条 第1項第6号の規定による農地転用届出があったので報告 します。平成31年4月9日、邑楽町農業委員会長、天谷 豊。

こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番から4番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については、39ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。

会長 (天谷)

以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第22回邑楽町農業委員会総会を閉会いた します。

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和元年5月13日

邑楽町農業委員会 会長 <u>天谷 豊</u>

委員 高田 洋子

委員 金子 節夫